

請 負 契 約 書 (案)

件 名 静岡大学静岡地区自動火災報知設備等点検業務
請負代金額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

発注者 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 近 藤 裕 史 と、受注者との間において、上記請負代金額により、次の条項に基づき上記業務（以下「業務」という。）について請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 第2条 受注者は、本契約書及び別冊の仕様書に基づき、業務を完了するものとする。
- 第3条 業務開始時期は、令和6年7月22日とする。
- 第4条 業務完了期限は、令和7年3月31日とする。
- 第5条 業務は以下の場所において実施するものとする。

静岡県静岡市駿河区大谷836番地	(静岡大学大谷団地構内)
静岡県静岡市駿河区小鹿3丁目	(静岡大学小鹿団地構内)
静岡県静岡市葵区駿府町1番	(静岡大学駿府町団地構内)
静岡県静岡市葵区大岩町1番	(静岡大学大岩団地構内)
静岡県静岡市駿河区用宗字新川	(静岡大学用宗団地構内)
静岡県静岡市清水区折戸1丁目20-12	(静岡大学三保宿舍団地構内)
静岡県島田市中河町169	(静岡大学島田団地構内)
静岡県藤枝市仮宿63	(静岡大学藤枝団地構内)
静岡県榛原郡川根本町藤川972-1	(静岡大学中川根(1)団地構内)
静岡県榛原郡川根本町藤川298-7	(静岡大学中川根(2)団地構内)
静岡県伊豆市湯ヶ島町湯ヶ島字鉢窪2857-34	(静岡大学天城湯ヶ島団地構内)

- 第6条 完成通知書は、静岡大学財務施設部施設課総務契約係に送付するものとする。
- 第7条 請負代金は前期点検業務完了後、 円、後期点検業務及び特定建築物定期報告点検完了後、 円を支払うものとし、それぞれ業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して60日以内に静岡大学財務施設部財務課から支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、静岡大学財務施設部施設課総務契約係に送付するものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 受注者は、業務の遂行にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者はその損害を賠償するものとする。ただし、天災、不可抗力、又は受注者の責めに帰すべき理由によらないと認められる場合はこの限りではない。
- 第11条 発注者は、受注者が業務の実施に著しく誠意を欠き、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認めたときは、直ちにこの契約を解除するものとする。
- 第12条 受注者は、この請負契約を第三者に委任し、又はこの契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡若しくは継承し、又は担保に供することはできない。

- 第13条 発注者又は受注者は、やむを得ない理由によりこの契約を解除しようとするとき、又は契約の一部を変更する必要がある場合は、双方協議の上、これを解除又は変更することができるものとする。
- 第14条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所とする。
- 第15条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な細目は静岡大学役務請負契約基準によるものとする。
- 第16条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、円滑にこれを解決するものとする。
- 第17条 この契約について定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者間とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者は次に記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

発 注 者
静岡県静岡市駿河区大谷836
国立大学法人静岡大学
契約担当役
財務施設部長 近 藤 裕 史

受 注 者